

豊橋市の各種補助制度をご利用ください

(人材の確保・定着・育成編)

豊橋市では、人材確保・定着・育成に向けて、市内中小企業者への補助制度や研修などをご用意しております。

1. 奨学金返還支援制度

新たに雇用した従業員の奨学金の返還を市と企業が支援します

2. 働きやすい職場づくり補助金 **対象経費の拡充**

メンタルヘルス対策や就業規則の見直しなどにかかる費用を補助します

3. U I J ターン就業奨励金

東海4県（愛知、静岡、岐阜、三重）以外からの転入者を採用した企業に奨励金を交付します

4. 就職サイト等活用事業費補助金 **対象経費の拡充**

就職サイト掲載費用や、若手採用に効果的なHP作成に係る費用を補助します

5. 副業・兼業マッチングサイト事業費補助金

副業・兼業マッチングサイトの掲載料や手数料に係る費用を補助します

6. 大型運転免許等取得支援補助金 **対象業種・対象経費の拡充**

事業主が負担する従業員の大型運転免許等の取得費用を補助します

7. 人材育成研修応援補助金

事業主が負担する従業員の人材育成研修にかかる費用の一部を補助します

ドローン国家資格取得に関する講習費用の一部を補助します

8. 技能労働者認定職業訓練交通費補助金

愛知県内（豊橋市外）にある認定職業訓練を受けられる施設への通学に係る交通費の補助をします

※補助金の交付には、市税の滞納がないことなどが条件となります。

補助制度等のお問い合わせ先

豊橋市 産業部 商工業振興課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL : 0532-51-2437 FAX : 0532-55-9090
E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

各制度の詳細内容は
市のホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm>
※「中小企業施策ガイドブック」をクリック



右記二次元コードからもアクセス可能です。

SNSにて、最新の補助制度や様々な支援策を発信しています。



Instagram



X (旧Twitter)

7. 人材育成研修応援補助金

▼人材育成研修応援事業

【対象事業者】

市内に事業所を有する中小企業者等・小規模企業者

※従業員に職務として研修を受講させており、以下の研修内容に該当すること

生産性向上・事業拡大・DXに関する研修（3時間以上10時間未満）かつ外部研修であること

外国籍従業員向けビジネス日本語研修（3時間以上）かつ外部研修・内部研修であること

【補助率等】

①研修に係る経費（受講料、教材費、材料費ほか）の1/2の額

②研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 1人1時間あたり1,000円

上記①と②の合計額が1事業者につき1年度あたり上限10万円（1,000円未満切捨て）

※上記①②のうち対象になる経費は、研修の内容や受講方法等により異なります

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可

【申請期間】

研修終了後3か月以内に申請が必要です。

▼無人航空機操縦者資格取得支援事業

【対象事業者】

市内に事業所を有する中小企業者等

・従業員・役員に業務としてドローンの国家資格を取得させていることなどの要件あり

・登録講習機関の民間資格の講習等、国家資格に関わるものではない講習は対象外です

・指定試験機関における無人航空機操縦士試験の手数料は対象外です

【補助率等】

講習場所がとよはし産業人材育成センターの場合 対象経費の1/2 上限10万円（1,000円未満切捨て）

講習場所が上記以外の場合 対象経費の1/4 上限10万円（1,000円未満切捨て）

1人1回あたり補助額上限10万円

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可

【申請期間】

講習修了から1年以内に申請が必要です。

小規模企業者は
内部研修でも可能



▼補助金HP



8. 技能労働者認定職業訓練交通費補助金

申請期限は各年度末の最終営業日まで。

愛知県内（豊橋市外）にある認定職業訓練を受けられる施設への通学に係る交通費を補助します。



【対象者】

①豊橋共同職業訓練協会の会員企業 ②豊橋市内の中小企業者等

③①および②の役員または従業員 ④中小企業者の役員または従業員で豊橋市内に住居登録がある者

【要件】

①職業訓練法人が行う普通職業訓練の普通課程であって、木造建築科、造園科、建築板金科に係る認定職業訓練を受けるための交通費であること

②交通手段が公共交通機関であること

③領収書の写し、乗車券の写し、ICカード乗車券の利用履歴の写し等により、利用日および乗車区間並びに交通費の支払いが確認できること

【補助率等】

対象経費の1/2の額（1,000円未満切り捨て）、1年度1人あたり上限15万円

※1事業者等につき1年度1回のみ申請可

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は、この額を差し引く

1. 奨学金返還支援制度

就職4年度目の7月末までに補助対象者の登録手続きが必要です。

地元中小企業者が新たに雇い入れた方が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金の補助を行います。愛知県の制度と連続させることにより、6年間の奨学金返還支援が可能となります。

【対象事業者】 ※対象事業者登録が必要

- ☑ 市内に事業所を有する中小企業者・中小企業団体
- ☑ 本人へ交付する補助金額の2分の1の額の企業協力金の納付が可能であること
- ☑ 愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金登録事業者であること

【補助金交付対象者】 ※補助対象者登録が必要

対象事業者に正規雇用として就職した者で以下の全ての要件を満たすこと

1. 大学等を卒業して、豊橋市内に居住
2. 豊橋市内事業所に勤務（詳しくはHPを確認）
3. 奨学金を返還している
4. 市税の滞納がない
5. 就職後の3年間、愛知県奨学金返還支援制度を利用した会社からの奨学金返還支援手当等が支給された方

▼補助金HP



愛知県中小企業人材確保 ▶
奨学金返還支援事業補助金HP



愛知県制度の要件に該当 ▶
しない中小企業者はこちらHP



対象経費の
拡充

2. 働きやすい職場づくり補助金

事業者着事前に申請が必要です。申請期限は各年度2月の最終営業日です。

従業員のメンタルヘルス対策に係る費用や、就業規則見直しなどにかかる社会保険労務士への委託料の一部を補助します。

【対象事業者】

市内に本店を有する中小企業者及び中小企業団体

【補助率等】

対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）

※1事業者等につき1回のみ申請可 上限10万円

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可



▼メンタルヘルス対策

【補助対象経費】

- ・講師を招きハラスメント対策研修を事業所内で実施する際の費用
- ・外部機関が実施するメンタルヘルス対策研修を従業員に受講させる際の費用
- ・メンタルヘルス不調者が利用する心理相談員等へのカウンセリングを委託する際の費用 等

▼就業規則整備

※子育て応援企業は、認定期間中であれば1事業者1年度1回まで申請可能

【補助対象経費】

- ・就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託する際の費用

▼補助金HP



3. U I J ターン就業奨励金

対象の就業者の正規雇用を開始して6か月を経過した日から6か月以内に申請が必要です。

東海4県（愛知、静岡、岐阜、三重）以外の地域に1年以上在住し、就職を機に豊橋市に転入した就業者を雇用した事業者に奨励金を交付します。

【対象事業者】

市内に本店がある中小企業者及び中小企業団体

対象の就業者が就職活動を行っていた期間に東海4県以外の地域において採用活動を行っていること

愛知県の運営するあいちU I J ターン支援センターウェブサイトに移住支援金対象求人掲載していること（掲載無料）

※対象の就業者については別途要件があります

【交付金額】

対象となる就業者1人につき10万円

▼補助金HP



- ・東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川のうち一部条件不利地域を除いたエリア）からの移住者の方は移住支援金が受けられる場合があります。
- ・東京圏内のキャンパスに在学し卒業・修了した方が、本市に移住し県内企業に就職すると、地方就職支援金が受けられる場合があります。

対象経費の
拡充

4. 就職サイト等活用事業費補助金

申請期限は各年度2月の最終営業日です。

新卒者や転職者を正規雇用するために就職情報サイトへ求人情報を掲載した場合や、若手採用に効果的なホームページを作成・改良した場合に、事業者が負担した費用の一部を補助します。

【対象事業者】

市内に本店を有する中小企業者及び中小企業団体

▼就職サイト掲載事業

求人掲載開始から掲載終了後6か月以内に申請が必要です。

【補助率等】

対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限20万円

・1事業者につき新卒者向け、転職者向けでそれぞれ1回ずつの申請に限る。同年度に新卒者向けと転職者向け両方の申請はできません。

・国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可

▼採用ホームページ改良事業

事業者着事前に申請が必要です。

対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限20万円

・1事業者につき1回限り

・国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可

【対象経費】

（通常枠）採用ホームページの作成・改良に係る費用

（インターンシップ等枠）インターンシップ・オープンカンパニー等の募集ページ作成に係る費用



▼補助金HP



5. 副業・兼業マッチングサイト事業費補助金

申請期限は各年度2月の最終営業日です。

副業・兼業マッチングサイトを活用して、外部専門人材に委託業務する際の掲載料及び紹介手数料に係る費用の一部を補助します。

【対象事業者】

市内に本店を有する中小企業者及び中小企業団体

【補助率等】

対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限5万円

・国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可



▼補助金HP



対象業種・
対象経費の
拡充

6. 大型運転免許等取得支援補助金

免許取得から1年以内に申請が必要です。

中小企業者等が負担する大型運転免許等の取得に係る費用の一部を補助します。

【対象企業者】

市内に事業所を有する旅客自動車運送事業※1・貨物自動車運送事業※2・建設業※3を営む中小企業者、中小企業団体

※1 道路運送法上の旅客自動車運送事業者 ※2 貨物自動車運送事業法上の貨物自動車運送事業者

※3 建設業法上の建設事業者

【補助率等】

対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）

※国、県、協会等からの補助がある場合は、この額を差し引く

各運転免許につき1人当たり上限10万円（旅客自動車運送事業者・貨物自動車運送事業者：1企業者あたり

年間延べ10人まで 建設事業者：1企業者あたり年間延べ5人まで）

対象となる免許

- ①準中型一種免許
- ②中型一種免許
- ③大型一種免許
- ④普通二種免許
- ⑤中型二種免許
- ⑥けん引免許
- ⑦大型二種免許
- ⑧大型特殊免許

※補助対象となる運転免許の種類は、企業者の種類により異なります。



▼補助金HP

